

みやこ町図書館資料収集方針

(目的)

この規定は、みやこ町図書館資料収集に関して必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

- 1 図書館は赤ちゃんからお年寄りまですべての町民の生涯学習の場であり、基本的人権の一つである「知る自由」を社会的に保障する機関である。これら図書館の役割を達成するため、町民の「教養、調査研究、レクリエーション等に資する」多様な資料を豊富にそろえる。
- 2 資料の収集にあたっては、町民の要求と関心事、地域社会の情勢を反映させ、組織的系統的に行う。
その拠りどころとして、本収集方針を定め、図書館員共通の理解のもとで運用する。

(資料収集の種類)

- 3 収集する資料の種類は次のとおりとする。
 - (1) 図書
 - (2) 逐次刊行物
 - (3) 視聴覚資料
 - (4) 電子資料
 - (5) 地域資料
 - (6) 行政資料
 - (7) 障がい者用資料
 - (8) その他

(資料収集についての留意点)

- 4 資料収集にあたり、次の点に留意する。
 - (1) 多様な対立する意見のある問題点については、それぞれの観点に立つ資料を幅広く収集する。
 - (2) 著者の思想的・宗教的・党派的立場にとらわれて、その著作を排除しない。
 - (3) 図書館員の個人的な関心や好みによって選択しない。
 - (4) 個人・組織・団体からの圧力や干渉によって、収集の自由を放棄したり紛糾をおそれて自己規制しない。
 - (5) 寄贈資料の受入にあっても同様である。

以上のような基本方針で収集した図書館資料が、どのような思想や主張をもっていようと、それは図書館および図書館員が支持していることを意味するものではない。

(資料選択の組織)

- 5 資料の選択については、利用者サービスに従事する図書館員全員があたる。収集する資料の選定調整は、「資料選定会議」において合議により行う。

資料の選択についての最終責任者は、図書館長にある。

(蔵書の更新・除籍)

- 6 図書館は、常に新鮮で適切な資料構成を維持し、充実させるために資料の更新および除籍を行う。

利用者が直接資料に接する開架書架は、常に利用される図書で構成されていることが大切である。

(1) 利用頻度の落ちた資料、新たな資料によって代替できる資料、古くなった資料価値の乏しい資料は、随時書庫に移す。

(2) 資料全体をみきわめ、将来の利用を予測して資料価値の無くなった資料は除籍する。

(蔵書の評価)

- 7 「資料選定会議」は、利用者の要求と蔵書構成が遊離していないか、定期的に蔵書評価を行い、魅力ある資料構成の維持に努める。

令和3年3月22日改正